

島根県公用車（出納局管理分）への広告掲載に関する契約書（案）

島根県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、島根県広告事業実施要綱、島根県広告取扱基準、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載要領（以下「要綱等」という。）に基づき島根県出納局が管理する車両（以下「公用車」という。）に乙が作成した広告を掲載することについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
- (2) 広告掲載料 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- (3) 契約保証金 納付を要しない。
- (4) 広告の内容 「 」

（広告掲載料の納付）

第2条 乙は、広告掲載料として頭書の金額を甲に支払うものとする。

- 2 広告掲載料は、甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日までに納付しなければならない。

（広告の作成及び掲載）

第3条 乙は、要綱等に基づき、公用車に掲載する広告を作成するものとする。

- 2 乙は、公用車に掲載する広告について、事前に甲に承諾を得るものとする。
- 3 前項において、甲が要綱等に基づき広告の修正、削除を求めた場合は、乙はこれに従わなければならない。

（仕様の変更）

第4条 甲は、必要があると認められるときは、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載要領に定める広告の仕様を変更することができる。

- 2 前項において、甲は、必要があると認められるときは広告掲載期間又は広告掲載料を変更することができる。
- 3 第1項において、甲は、乙に損害が生じたときは必要な費用を負担しなければならない。

（広告の変更）

第5条 乙は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、甲に届け出るとともに、甲の承認を得るものとする。

（広告主の責任等）

第6条 乙は、甲に対し、広告がいかなる第三者の権利も侵害するものではないこと及び広告に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証するものとする。

- 2 乙は、甲が第三者から広告に関して苦情の申し立て又は損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。
- 3 乙は、広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として、甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
- 4 甲は、広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

（広告掲載の中止等）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- (2) 乙が、甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行った

とき

- (3) 乙が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) 乙の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき
- (5) 乙が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
- (6) 広告掲載期間中において島根県広告事業実施要綱第4条に該当するに至ったとき
- (7) 広告掲載期間中において島根県広告取扱基準第3に該当するに至ったとき
- (8) 乙が、第3条第3項の指示に従わないとき
- (9) 乙が、この契約に違反したとき
- (10) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

(広告掲載の中止等に伴う広告掲載料の取扱い)

第8条 甲は、前条第1号から第9号のいずれかにより、広告掲載を中止し、又は契約を解除したときは、乙に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料を返還しない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により広告が掲載されなかったときは、甲に対し、当該広告が掲載されなかった期間に相当する広告掲載料の減額を請求することができる。

(支払遅延)

第9条 乙は、広告掲載料を甲が定める期日までに納付しなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。）に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに納付しなかったときは、乙が当該広告掲載料を納付するまでの間、この契約に基づく広告の掲載を行わないことができる。この場合において、乙は、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(秘密の保持)

第10条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(費用負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを決める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

乙 (広告主)